

特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口の設置に関するお知らせ

平成27年10月5日(月)に、番号法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)が施行され、個人番号の通知が開始されます。

特定個人情報保護委員会では、特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんを行うため、電話による苦情あっせん相談窓口を設置します。

特定個人情報の取扱いに関する苦情をお持ちの方なら、どなたでもご利用いただけます。

取扱開始日は、平成27年10月5日(月)からとなります。

電話番号は、

03-6441-3452

です。

受付時間は、**土日祝日及び年末年始を除く**

午前9時30分～12時、午後1時～午後5時30分

になります。

※ なお、ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただきます。

・相談を受け付けるにあたっては、円滑な相談処理を実施するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業をお聞きすることがあります。これらの個人情報は、相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

・提供いただいた個人情報は、本人の同意なしに第三者に提供いたしません。

・提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料・相談事例として利用します。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度に関するお問い合わせは、
マイナンバーコールセンター0570-20-0178まで

【相談窓口にできること】

- 1 苦情の内容を所掌する他の相談窓口の紹介
- 2 苦情の相手方への苦情の内容の伝達(委員会が必要と認めた場合)
- 3 番号法に定められた措置等に反する行為があった場合の監督部門への取次ぎ
- 4 苦情をめぐって、苦情の相手方と争いが生じた場合のあっせん

【相談例】

- 1 事業者に苦情を申し立てたが、対応してもらえない。
- 2 事業者の苦情に対する対応に不満があるが、どうしたらよいか分からない。
- 3 事業者で特定個人情報が漏えいしており、自分の情報が流失している可能性がある。
- 4 番号法に定められた措置がなされず、自分の情報が適正に管理されていない。
- 5 ある事業者で特定個人情報に関する不適切な処理がなされている。